

Title	企業における特許評価の実施状況とその方法及び課題 (知的財産1)
Author(s)	梶原, 晋吾; 亀岡, 秋男
Citation	年次学術大会講演要旨集, 18: 385-388
Issue Date	2003-11-07
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6906
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

○梶原晋吾，亀岡秋男（北陸先端科学技術大学院大）

1. はじめに

現在、特許やブランドといった知的資産の注目度がますます高まっている。知的資産は企業価値を決定する大きな要素であると考えられているからである。知的資産の潜在価値に気づき始めた企業は知的資産を何らかの形で経営に役立たせるべきという意識が高まっている。企業が知的資産管理の効率を高めるためには、知的資産の価値を的確に把握する必要がある。知的資産の価値評価に関する議論は数多くなされているが、その議論の多くはブランド価値評価手法や特許の経済的価値評価手法などについてのものであり、会計的見地にに基づいている。そうした評価手法は、企業が使用する場合の実用性を十分に考慮しきれていないという問題を含んでいる。また、知的資産の中でも企業の競争力の源泉である特許に関していえば、その権利期間の早期において、特許評価に対して払われる注意は少ない。企業がその時期において、どのようにして特許評価を行っているのかを明確にする必要がある。

2. 研究の目的

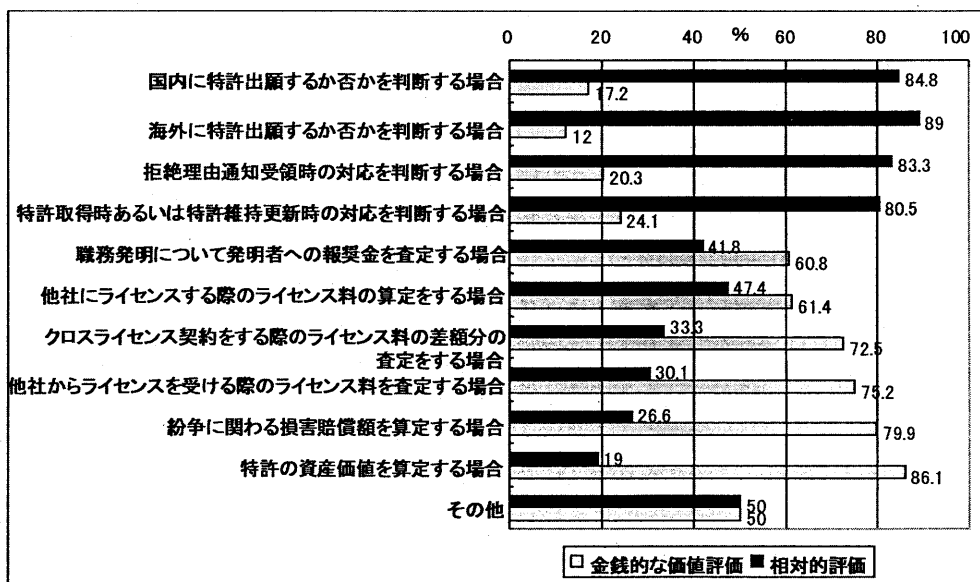
本研究では、特許評価を俯瞰的に捉えることが重要であると考え、企業における特許評価の体系を明らかにすることを目的とする。

はじめに、文献レビューやインタビュー調査をもとに企業における特許評価の現状について概観し、課題を明らかにする。そして、企業における特許評価の仕組みについて検討を行い、事例調査をもとに特許評価の体系を整理する。最後に、その体系に基づいて、特許評価のタイミングに注目した考察を行う。なお、ここでは、特許評価を発明（出願前の知財）や特許（特許権、出願中の特許）の技術的価値および権利としての価値を、総合的に評価することとする。

3. 企業における特許評価の現状と課題

3.1 企業における特許評価の実施状況

平成15年3月に発明協会があらゆる業種の企業を対象に特許価値評価システムの利用実態に関する



出所) 発明協会「特許流通市場における特許価値評価システムに関する調査」

図. 1 企業における特許評価の局面

調査を行った。その調査結果をまとめた報告書^[1]をもとに企業における特許評価の実施状況について述べる。現在、特許評価を実施している企業は全体（回答数695）の49%である。企業はどのような局面（タイミング）で特許評価を行っているのかを表したものを図. 1に示す。図. 1から企業は、出願時やライセンスの契約時など多くの局面で特許評価を行っている。特許の出願から権利化までの期間は、「上、中、下」等の指標を用いた相対的評価が圧倒的に多く、一方特許の権利化後の期間におけるライセンス料の算定や損害賠償額の算定などの局面では、金銭的価値評価が圧倒的に多い。

3.2 インタビュー調査による企業における特許評価の現状

3.2.1 自動車メーカー（A社）

A社は特許出願の可否を判断する局面や保有特許の見直しを行う局面などで、技術部門と知的財産管理部門が協力して特許評価を行っている。それらの局面での評価方法は、金銭的な価値評価ではなく、「A、B」などの指標を用いた相対的評価である。現在、特許の資産価値を算定することを目的に、特許の経済的価値評価を検討しているが、評価結果の妥当性、客観性をいかに保つかという点で非常に難しいということである。なお、特許の経済的価値評価を検討している理由として特許の資産価値の把握以外に、会計基準変更の要請の準備や技術力の優れた企業として社外にPRすることも視野に入れている。

3.2.2 特許評価会社（B社）

B社は特許の資産価値評価を手掛けるベンチャー企業である。大手企業の知財部門出身で企業が保有する特許技術の独自性、事業化の可能性を評価し、特許の資産価値評価を数多く手掛けている方に企業における特許評価の現状を聞いた。その方によれば、企業の特許評価の捉え方は、特許評価イコール特許の経済的価値評価となっており、特許の資産価値を評価すべきという意識が先行しすぎているという。誰が何のために特許評価を行うのか、特許評価の目的を明確にすることが重要であり、その目的に応じた評価手法を用いるべきだということを強調された。特許の経済的価値評価を行う必要がなく、簡易な相対的評価でよい局面もあるということである。現在開発されている特許評価手法は、メーカー側から考え出されたものではなく、投資家を対象としたものが多く、企業の実務から離れているという点も指摘

された。会計的見地に基づく理論的な手法は数多く開発されているが、定性的評価と定量的評価とのマッチングが難しく、また将来における不確定性の予測が困難などといった点で実務上応用することが非常に難しいということである。

3.3 企業における特許評価の課題

文献調査とインタビュー調査の結果から企業における特許評価に関する課題のひとつに特許評価の目的と評価時期を明確に把握し、それに対応した評価方法を適宜用いることがあげられる。

4. 企業における特許評価の仕組み

4.1 特許評価を行う企業の分類

特許をどのように活用するかは企業によって異なるため、評価方法や評価指標、そして評価時期は評価を行う主体（企業）によって違ってくる。ここで、以下のように企業の特許的規模（出願数、登録数、発明者人口、発明の数、研究開発費、単位出願数あたりの登録数、単位発明人口あたりの出願数、単位登録数あたりの研究開発費）で特許評価を行う企業を分類した。特許的規模が大きいと、特許のコストも大きいため、規模によって評価の程度は違ってくると考えられる。

- (1) 出願数と登録数が非常に多いが、登録率が低い：電気機器メーカー、精密機器メーカー
- (2) 出願数＝登録数であるが、数は少ない：特許を選別しておらず経費に余裕のある中堅メーカー
- (3) 出願数はかなり少ない、登録数は10件未満：選別していないベンチャー企業や零細企業
- (4) その他

4.2 特許評価の目的

4.2.1 特許取得目的と特許評価目的

事業戦略によって、特許取得目的は違う。そして、特許取得目的によって、特許評価の目的も違ってくる。特許取得目的に合った特許が取得されたか、その特許が事業を支えるのに適格かどうかを評価によって測定する。特許取得目的を達成していない場合は、さらに特許取得を行う必要があるから、そのために特許評価を行う。企業における特許取得の目的には以下のようなものがある。

- ① 自ら独占して実施するため。
- ② 自らは実施しないが、他人の事業を邪魔して、相対的に自分のシェアを上げる（防衛特許）

- ③ 他人にライセンスしてロイヤリティ収入を得る
- ④ 他人とクロスライセンスして、他人から自分の事業の実施権を得る
- ⑤ 権利化するか不明だが、とりあえず先願権を確保し、他人に特許を取られないようにする。
- ⑥ ステータス、従業員（発明者）の評価材料づくり

4.2.2 特許評価の目的の具体例

寡占して収益をあげるために、①の自ら独占して実施することを特許取得の目的とするならば、特許評価の目的は、その特許が他社を排除できる特許であるか否かを測定し、その特許が他人を排除できない場合は、他の特許で（またはクレーム補正の）手当てをするためである。具体的には次のことを評価する。他社を排除するためには、発明が必ず特許になること（発明の特許性）が必要なので、（１）特許性の有無を評価する。（２）その特許に利用関係のある他人の特許（出願）が無いことを評価する。利用関係があると自分も実施できないし、実施したいときにクロスライセンスが必要になって結局独占できないからである。さらにその特許が自社製品をカバーしていなければならず、かつ他社が実施できない広いカバーの範囲が必要なので、（３）その特許のカバー範囲を評価する。（４）代替技術がないこと、技術自体の良さの評価などといったことである。

4.3 特許評価のタイミング

寡占して利益をあげるためには、他社排除に適切な特許が常に必要であるから、特許評価（１）～（４）は、事業が行われる期間は継続して行われる。しかし、実際には法的手続きの際に行われることが多い。法的手続きには費用が発生するので、コスト削減のため発明や特許が選別される。また、出願・特許の維持管理のためにも、「特許のライフサイクル」中で度々評価が行われる。以下、特許評価のタイミングのパターンを３つ示す。

①タイムリーな法的手続き

事業との関係でタイムリーに法的手続きをするパターンである。自社の事業・研究開発の進み具合、排除したい他社の事業・研究開発の進み具合で法的手続きをする。例えば、自社製品の技術内容が流動的な場合、早期に権利化してしまうと、後年の発売時に自社製品がそのクレームから外れてしまっていることがあり得る。発売される自社製品の技術が決定したら（または十分予想できるようになったら）審査請求・クレーム補正する。この場合、法定期限を迎えたから選別のために評価して法的手続きをする

のではなく、事業に役立つ特許を取得するために、その特許が適格かを評価し、手当てするために法的手続きを行っている。

②法定期限による法的手続き

法定期限が来たが、出願数が多いので、コスト削減の選別のために評価して法的手続きをするパターンである。選別の際には当然、特許取得目的に合う特許か否かを評価する。

③早期に権利化を考えた法的手続き

発明したからには出願し登録にするとといったコスト意識が低く、とにかく評価はせず、法廷期限でも期限前でも法的手続きはしっかりやるといったパターンである。

5. 事例調査

特許的規模が大きい（出願数と登録数が多いが登録率が低い）業種である電気機器メーカー（Ｃ社）と精密機器メーカー（Ｄ社）を企業事例として取り上げ特許評価の体系を作成した。それを図．２に示す。

5.1 大手電気機器メーカー（Ｃ社）

（１）知財部の運営体制

Ｃ社の知的財産部の運営体制はカンパニー制を採用しているため、個々のカンパニーに知的財産部が存在する。

（２）特許評価のタイミング

出願数が多いので、コスト削減の選別のために法的手続きを契機にして特許評価を行っている。ただし、審査請求期限が出願から７年以内だったのが、３年以内に短縮されたことで、国内出願時における特許評価を重視するようになり、外国出願の要否を判断する場合と審査請求の要否を判断する場合の評価を前倒しにする傾向が高まったという。つまり国内出願、外国出願、審査請求の時期が３年以内と近くなったため、評価のコスト低減のためにその３つの判断を同時に行う機会が増えたということである。

（３）特許評価の方法

権利化されるまでは点数等を用いる相対的評価である。評価項目については、どの局面においても基本的に変わず、自他社の実施状況、市場、売上、規模、侵害発見の容易性、技術的に実施できるかどうか、特許性、などといった項目である。局面に応じて評価項目のウェイト付け、そして情報の具体性が変わる。出願の要否を判断する局面においては、特許性があるかどうかという項目が大前提となり、重視する評価項目は他社の実施状況である。ただし、

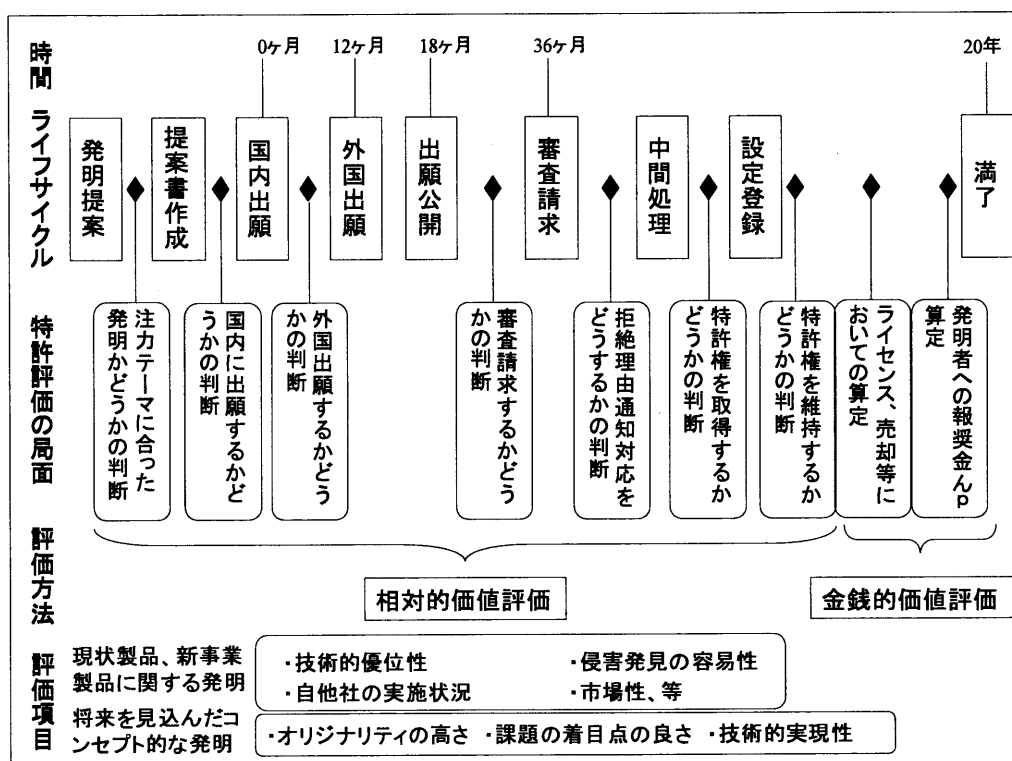


図. 2 企業における特許評価体系

分野や部門によって違ってくるので評価項目のウェイト付けに関しては一概にはいえないとのことである。

5.2 精密機器メーカー (D 社)

(1) 知財部の運営体制

D 社はカンパニー制を採用しているため個々のカンパニーに知財を扱う部署が存在する。

(2) 特許評価のタイミング

C 社と同様に主として法定期限を契機として特許評価を行っている。

(3) 特許評価の方法

評価項目は C 社とほぼ同様であり、特許性の有無、他社の状況、代替技術の有無、技術自体の良さなどである。評価方法は相対的評価である。

6. 企業における特許評価のあり方

特許的規模の大きい企業を事例として取り上げ、特許評価の体系を整理した。電気機器メーカーや精密機器メーカーなどの特許的規模が大きい企業では、法定期限を契機に特許取得目的に適合しているかどうかを特許評価によって測定しているが、特許出願

の量から質への転換が求められている今、ルーチン的に特許評価を行うばかりでなく、事業との関係でタイムリーに特許評価を行うことが肝要である。

7. おわりに

今回は、企業における特許評価の仕組みを検討し、特許的規模が大きい企業における特許評価体系について述べた。今後は、特許的規模が中・小程度の企業を事例として取り上げ、それらの特許評価の体系を整理し、比較分析することを考えている。また、これまでの議論は、事業と特許との関係だけで特許評価を述べ、技術の発展については考慮していない。イノベーションの時間軸を考慮に入れて特許評価の体系を検討することも今後の課題とする。

参考文献

- [1] 特許庁調査報告書「特許流通市場における特許価値評価システムに関する調査」(発明協会、2003)
- [2] Robert Pitkethly (鈴木公明訳)「特許の価値評価：“オプション”に基づく方法と更なる研究の可能性を考慮した特許価値評価法の検討 (その1)」(知財管理 Vol.53 No.2、2003)